

第3章 基本計画

1

基本施策の推進

(1) 人権教育の推進

① 就学前教育・保育及び学校教育における人権教育の推進

幼児・児童・生徒は、おとなと等しく一人ひとりがかけがえない価値と尊厳を持っています。あらゆる場を通じて、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・態度を育み、人権に関する理解を深めるとともに、人権感覚を高めることが大切です。「教育振興基本計画」に基づいて、個性や他者との違いを認め合い、生きる力を身につけることができるように人権教育を推進します。

1) 人権保育・人権教育の推進

子どもが自尊感情（自己肯定感）を高め、子ども同士の交流の中で異なったイメージや考えに気付いていく体験をとおして、互いに理解し合う体験を重ね、共感や思いやりの気持ちを育む人権保育・人権教育を推進します。

2) 教職員の豊かな人権感覚の育成

子どもの権利が保障されるように、保育や教育に携わる職員に豊かな人権感覚や専門技術等を身につける研修等を充実します。

3) 相談・支援に関わる体制の整備

いじめ、虐待、不登校等について迅速・的確に相談・支援することができるように保育や教育に携わる職員への研修を充実し、体制の整備を図ります。

② 生涯学習における人権教育の推進

市民一人ひとりが、人権について正しい知識を得て、理解を深めていくことが求められていることから、「生涯学習社会づくり構想」及び「生涯学習推進実施計画」に基づき、子どもからおとなまで継続的に人権教育を推進していきます。

1) 人権学習の推進

誰もがいきいきと生活することができる社会を形成するため、関係団体、関係機関と連携しながら人権学習を推進します。

2) 市民の主体的な人権学習への支援

市民が、主体的に人権学習を行うことができるように学習資料等の情報や場の提供等について支援します。

(2) 啓発活動の推進

①啓発活動の推進

人権の重要性や人権の考え方、人権侵害の歴史と構造、その救済や問題の解決等について、市民や事業者等を対象に幅広く啓発を推進します。

1) 市民への啓発活動の推進

市民の学習ニーズが多様化する中、様々な人権課題に対する正しい知識の普及に努めるとともに、多様な媒体を活用した効果的な広報や啓発活動を充実させます。また、オンライン等を用いた市民参集型以外の啓発活動や、わかりやすい教材の工夫など効果的な啓発手法について検討します。

2) 事業者、団体等への啓発の推進

事業者、団体等が、社会的責任として人権を尊重し、様々な人権課題に取り組めるように情報や資料の提供等を行います。

②事業者、団体等の啓発活動への支援

事業者、団体等が主体的に人権学習・研修に取り組むように働きかけを行うとともに、事業者、団体等の啓発活動を支援します。

1) 事業者、団体等による人権学習・研修への支援

事業者、団体等が人権学習・研修の重要性を認識し、主体的に人権学習・研修を効果的に行うことができるように支援し、講師の紹介や情報の提供、教材、機材の貸出等を実施します。

(3) 相談体制、支援体制の充実

①相談・支援体制の強化

各種相談窓口、救済機関、公的支援制度、NPO等が行っている支援等の様々な情報を効果的に広報・提供します。市民一人ひとりが抱える悩みや問題について、身近で気軽にいつでも相談ができるよう支援体制の整備を図り、市民が人権侵害を受けている、または受けるおそれのあるとき、問題解決に向け、自立や社会参加等を行うことができるように、相談・救済をはじめとする人権擁護体制の充実に努めます。

1) 相談窓口や支援機関の周知と活用

市民が速やかに人権に関わる相談ができるようにするため、相談窓口や支援機関の周知を図るとともに、気軽に安心して相談できる仕組みを検討し充実に努めます。

2) 相談・支援体制の強化

人権に関わる相談窓口を整備し、複雑、多様化する人権課題に対し適切に助言を行い、適切な関係機関につなぐなど、効果的な相談体制の充実に努めます。また、関係団体、関係機関と連携を図りながら、様々な人権問題に対しその解決に向けて迅速かつ的確に救済や支援を行うことができるように相互の協力体制の充実に努めます。

② 関係団体、関係機関との連携強化

当事者が、問題の本質を理解し、主体的に問題を解決し、自立して社会参加等を実現するためには、様々な支援を必要とします。また、自ら人権を守ることが困難な状況にある市民には、個別の必要に応じた支援が求められます。関係団体、関係機関との連携を強化することで、当事者が回復し、自立できるように救済、支援策を充実させます。

1) 関係団体、関係機関との連携

人権相談・支援救済に関係する団体、機関が情報交換等を円滑に行い、当事者に必要な回復・自立に向けての支援を行うために、各自治体間の協力を踏まえながら連携の強化を図ります。

(4) 連携・協働による人権施策の推進

① 市民、事業者の参加の促進

市民、事業者が人権を尊重し共に生きる社会づくりに参加できる機会を充実させるとともに、人権擁護に取り組みやすい環境の整備を行い、市民、事業者、市による人権尊重のまちづくりを推進します。

1) 市民の参加の促進

人権施策の企画立案、実施、評価のあらゆる段階への市民の参加が促進されるように条件の整備に努めます。

2) 事業者の参加の促進

人権が尊重され共に生きる社会をつくるには、事業者の協力が必要です。そのためには、事業者自身が社員・職員採用や職場でのあらゆるハラスメントの撲滅をめざすなど正しい人権感覚を持ち、人権尊重の考えを社会的責任として内外に示すことが必要です。そのための取り組みについて働きかけを行い支援します。

3) 市民活動への人権の視点の醸成

市民活動のグループが、人権の視点を持ち、人権に配慮した活動を行うことができるように、学習機会の提供等の支援を行い、連携・協働の推進に努めます。

4) 関係団体、関係機関とのネットワークの強化

分野別に関係団体、関係機関とネットワークを強化し、連携・協働して人権教育、啓発、人権救済を効果的に推進します。また、人権擁護活動は広域的に連携して行うことが必要であることから、市外の関係団体、関係機関との連携・協働の強化を図ります。

5) 関係団体への支援

人権擁護のため活動している民間団体等に対し、情報の共有化とともに様々な支援をします。

②人権尊重の視点に立った行政の推進

日本国憲法に掲げられている基本的人権の尊重は、全ての市民が享受すべきものであり、地域社会で基本的人権の尊重を実現するにあたっての行政の役割は大変重要であるといえます。

本市が実施、推進するあらゆる業務についても、その根底には人権の尊重の視点が必要であり、その視点に基づいた業務の遂行が必要です。

また、様々な分野での差別事象や虐待、誹謗中傷等の人権侵害や複合的な人権課題に対応するためには、福祉、教育などの様々な分野の施策と緊密に連携し、それぞれの分野で人権の視点を踏まえて、庁内推進体制を強化し施策を推進することが必要です。

1) 人権尊重の視点に立った施策の推進

人権尊重の視点は、市民生活のすべてに関わるものであるという認識のもと、市政のあらゆる分野に人権尊重の視点を持ちながら、制度や施策の企画、実行、検証、改善を行います。

2) 個人情報保護

マイナンバー制度の利用拡充をはじめ、行政が扱う個人情報の量は以前に比べ格段に増え、デジタル化により情報活用の利便性も向上しましたが、反面、持ち出し、違法アクセスにより外部へ流出する危険性も増しています。本市においては「近江八幡市個人情報保護条例」により本市が保有する個人情報の適正な取り扱いにより、情報漏洩等のないよう努めます。

③人権尊重のまちづくりを担う市職員の育成

人権尊重のまちづくりを担う市職員を育成するため、計画的に効果的な人権研修を実施します。

1) 体系的な人権研修プログラムによる市職員の育成

すべての市職員が高い人権意識を持ち、市民対応やまちづくりを行うことができるように体系的な人権研修プログラムを作成し、研修を実施します。

2) 専門分野の従事者への研修の推進

保健・福祉、青少年育成、教育等に従事する市職員に対しては、専門知識や技術の習得のための研修を推進します。さらに、窓口業務等に関わる市職員に対する研修を継続的に実施し、専門性を発揮しながら市民と連携・協働して、職務に従事することができる市職員を育成します。

■基本施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

基本施策 1 人権教育の推進

① 就学前教育・保育及び学校教育における人権教育の推進

- 1) 人権保育・人権教育の推進
- 2) 教職員の豊かな人権感覚の育成
- 3) 相談・支援に関わる体制の整備

② 生涯学習における人権教育の推進

- 1) 人権学習の推進
- 2) 市民の主体的な人権学習への支援

基本施策 2 啓発活動の推進

① 啓発活動の推進

- 1) 市民への啓発活動の推進
- 2) 事業者、団体等への啓発の推進

② 事業者、団体等の啓発活動への支援

- 1) 事業者、団体等による人権学習・研修への支援

基本施策 3 相談体制、支援体制の充実

① 相談・支援体制の強化

- 1) 相談窓口や支援機関の周知と活用
- 2) 相談・支援体制の強化

② 関係団体、関係機関との連携強化

- 1) 関係団体、関係機関との連携

基本施策 4 連携・協働による人権施策の推進

① 市民、事業者の参加の促進

- 1) 市民の参加の促進
- 2) 事業者の参加の促進
- 3) 市民活動への人権の視点の醸成
- 4) 関係団体、関係機関とのネットワークの強化
- 5) 関係団体への支援

② 人権尊重の視点に立った行政の推進

- 1) 人権尊重の視点に立った施策の推進
- 2) 個人情報保護

③ 人権尊重のまちづくりを担う市職員の育成

- 1) 体系的な人権研修プログラムによる職員の育成
- 2) 専門分野の従事者への研修の推進

2 分野別施策の推進

(1) 女性の人権

日本国憲法には男女平等の理念が明記されており、国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけ、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」を制定するとともに、雇用分野においては、「雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等、女性への暴力防止に向けた取り組みとして「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等の制度の整備を推進しています。

しかし、依然として職場におけるセクシュアル・ハラスメント^{*8}、マタニティ・ハラスメント^{*9}、配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪等の女性に対する暴力は後を絶たず、また、その背景にある男女の社会的地位、経済力の格差、固定的な役割分担意識などのいわゆるジェンダーギャップの問題も残っています。特に新型コロナウイルスの感染拡大により、社会経済活動が縮小し、テレワーク、時短就業等で、夫婦が共に過ごす時間が増えたことに起因する配偶者等からの暴力（DV）の増加や、非正規労働者の解雇による女性の貧困や女性の自殺者の増加が問題となりました。

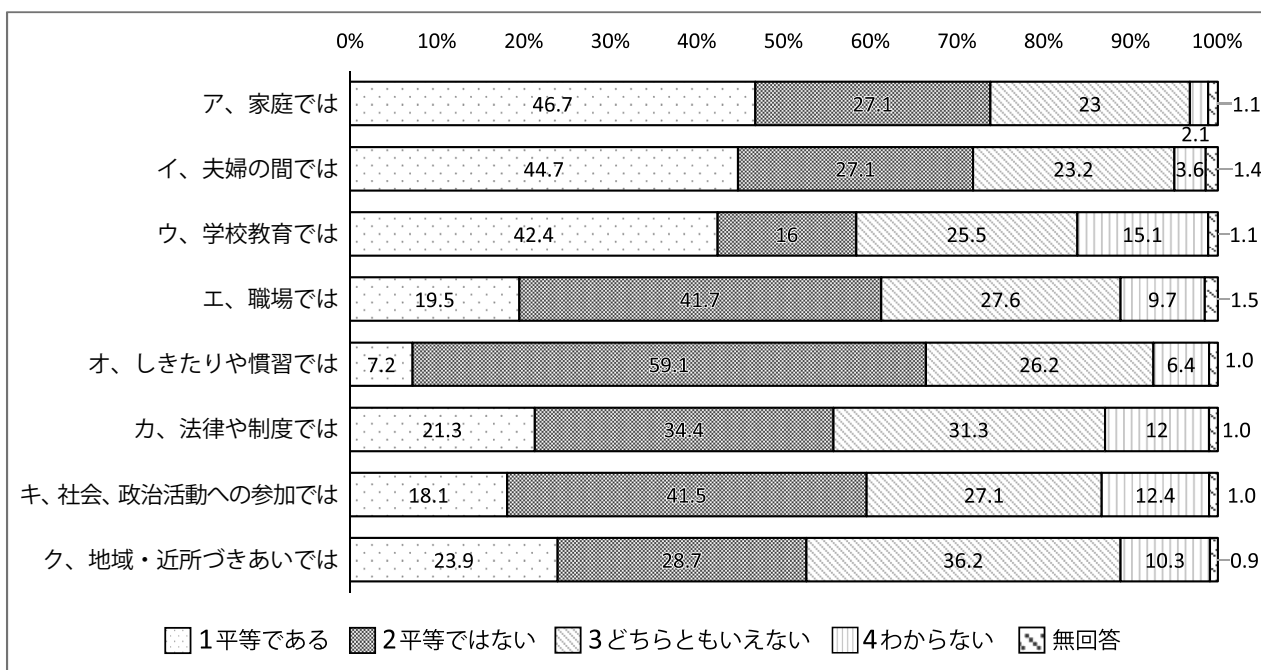
今回（令和3年度）の市民意識調査では家庭、夫婦、学校教育、職場などの各場面での男女の平等感に関する設問で、「不平等」と感じている人の割合が、家庭では27.1%（前回平成28年度17.7%）、職場では41.7%（前回：同32.5%）、社会、政治活動では41.5%（前回：同27.2%）とあらゆる場面で男性が優遇されていると感じている人が少なくない状況です。また、前回と今回の調査を比較すると、すべての場面で前回調査より不平等と感じる人が増えています。これは、報道等でジェンダーギャップの国際比較に接することなどにより、市民の男女共同参画に対する意識が、前回調査時に比べ、より浸透し高まった結果と考えられます。今後はジェンダー平等の実現に向けた意識改革と、女性の就業機会の確保や政治参加、企業等の意思決定への女性参画など、男女の不平等を払拭できる取り組みが必要です。

当市では、2012（平成24）年3月に制定した「近江八幡市男女共同参画推進条例」に基づき、2021（令和3）年4月に「男女共同参画おうみはちまん2030プランー男女共同参画近江八幡市行動計画ー」を策定し、「一人ひとりが輝ける男女共同参画のまち・近江八幡」の実現に向けた取り組みを積極的に推進していきます。

*8 セクシュアルハラスメント：性的いやがらせ

*9 マタニティハラスメント：妊娠や出産を理由に、解雇する、降格する等の不利益な扱いをされたり、精神的・肉体的な嫌がらせをされること。

■家庭、夫婦、学校教育、職場などの各場面での男女の平等感



① 男女共同参画のための人権意識の教育・啓発

古典的な性別役割意識を改め、男女共同参画についての正しい知識やその必要性を理解し、男女共同参画意識を醸成するため、様々な場であらゆる人に学習や研修の機会を提供・支援し、効果的な啓発活動を推進します。

【主な取り組み】

- ◎広く市民に向けた教育、学習・研修のための環境整備の推進
- ◎地域に根ざした意識啓発や広報活動の実施
- ◎男女共同参画意識の醸成

② 男女共同参画実現に向けてのあらゆる場での女性参画の拡大と連携の促進

市民一人ひとりが、個人として人権が保障され、性別によって差別されることなく、個性や能力を発揮するためには、家庭、学校、職場、地域において男女共同参画を推進することが重要であり、それぞれの場面での女性参画や政策、方針決定の場における女性登用の取組を促進し、市民、事業者との連携・協働に努めます。

【主な取り組み】

- ◎市民、事業者、市が男女共同参画推進のための意見交換ができる場の設置
- ◎政策・方針決定過程における女性の参画の推進
- ◎女性の就労支援に関する様々な情報提供

③ 暴力とハラスメント根絶のための取り組み

性的虐待、DV^{*10}、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害をなくすためには、個人の尊厳を傷つけるあらゆる形態の暴力やハラスメントは、決して許さないという意識を社会全体で共有することが大切です。関係団体、関係機関と連携し、女性に対する人権侵害防止・救済・自立支援を推進します。

【主な取り組み】

- ◎暴力およびハラスメントを許さない社会づくりに向けた啓発
- ◎性犯罪・虐待防止のための啓発・学習機会の提供
- ◎犯罪防止に向けた情報提供の充実

^{*10} DV：ドメスティックバイオレンス。一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用される。

- ◎DVなど女性に対する人権侵害に関する相談・救済支援体制の充実
- ◎援助を必要とする女性及び支援団体等への支援
- ◎性と生殖に関する健康・権利^{*11}を守るための取り組みの実施

④ ワークライフバランスの実現に向けた男女共同参画の推進

女性は家事、子育て、介護、男性は仕事、自治会などの地域活動といった役割分担意識が今も根強く残っています。仕事と家庭の両立を図るため、男女が共に家事、子育て、介護に関わることができるように、多様な働き方の実現と地域全体での子育てを支える環境づくりを推進します。

【主な取り組み】

- ◎仕事と家庭を両立できる職場への取り組みの推進
- ◎地域での子育ての支援体制の整備

^{*11} 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）：1994年のカイロの国連会議（国際人口・開発会議）で国際的承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のこと。

(2) 子どもの人権

一人ひとりの人権が尊重され、幸せに生きる権利は、年齢に関係なく子どもも当然に有する権利です。しかし、身体的、精神的、社会的に弱い立場にある子どもの人権は、ないがしろにされてきた歴史があり、世界に目を向けると、学校にも行けず、劣悪な環境で労働搾取が行われている現実があります。日本においては、子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法をはじめ、児童福祉法、児童憲章、教育基本法などにおいて、その基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされています。

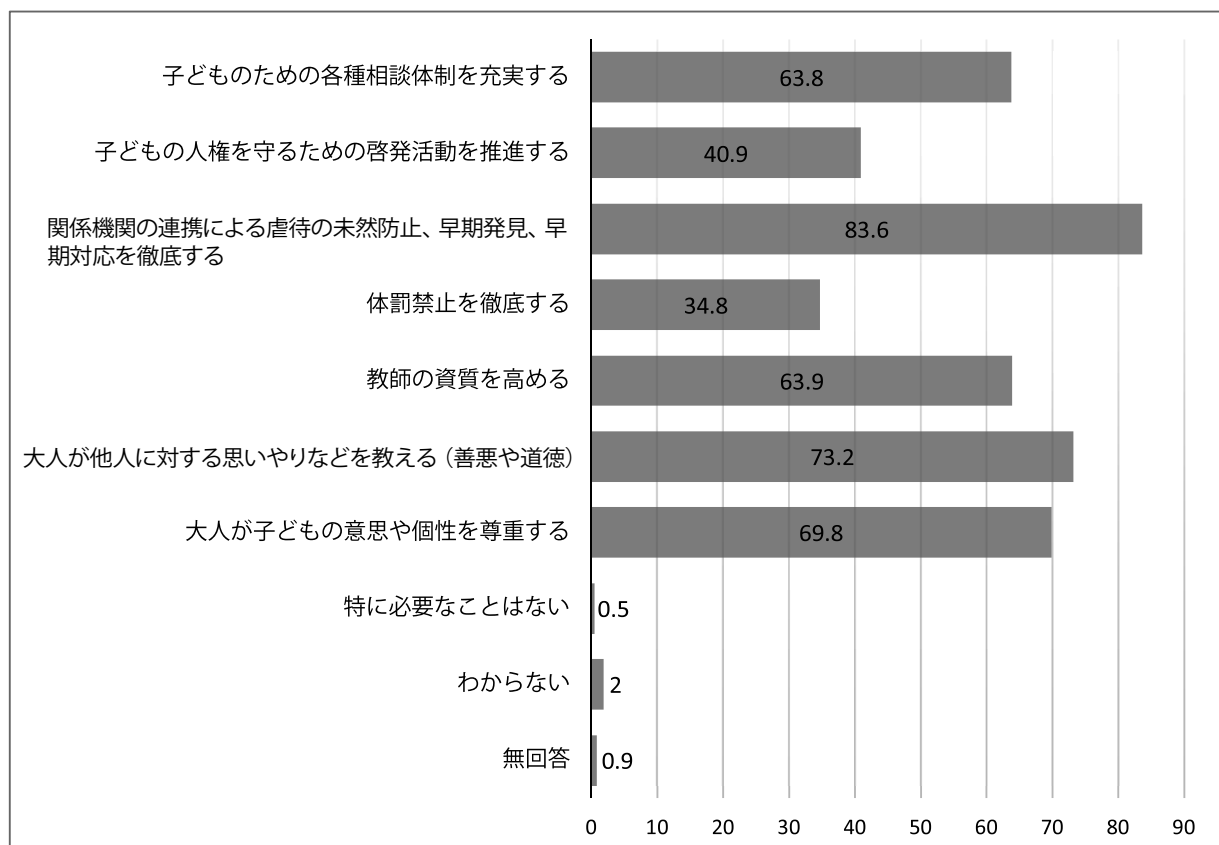
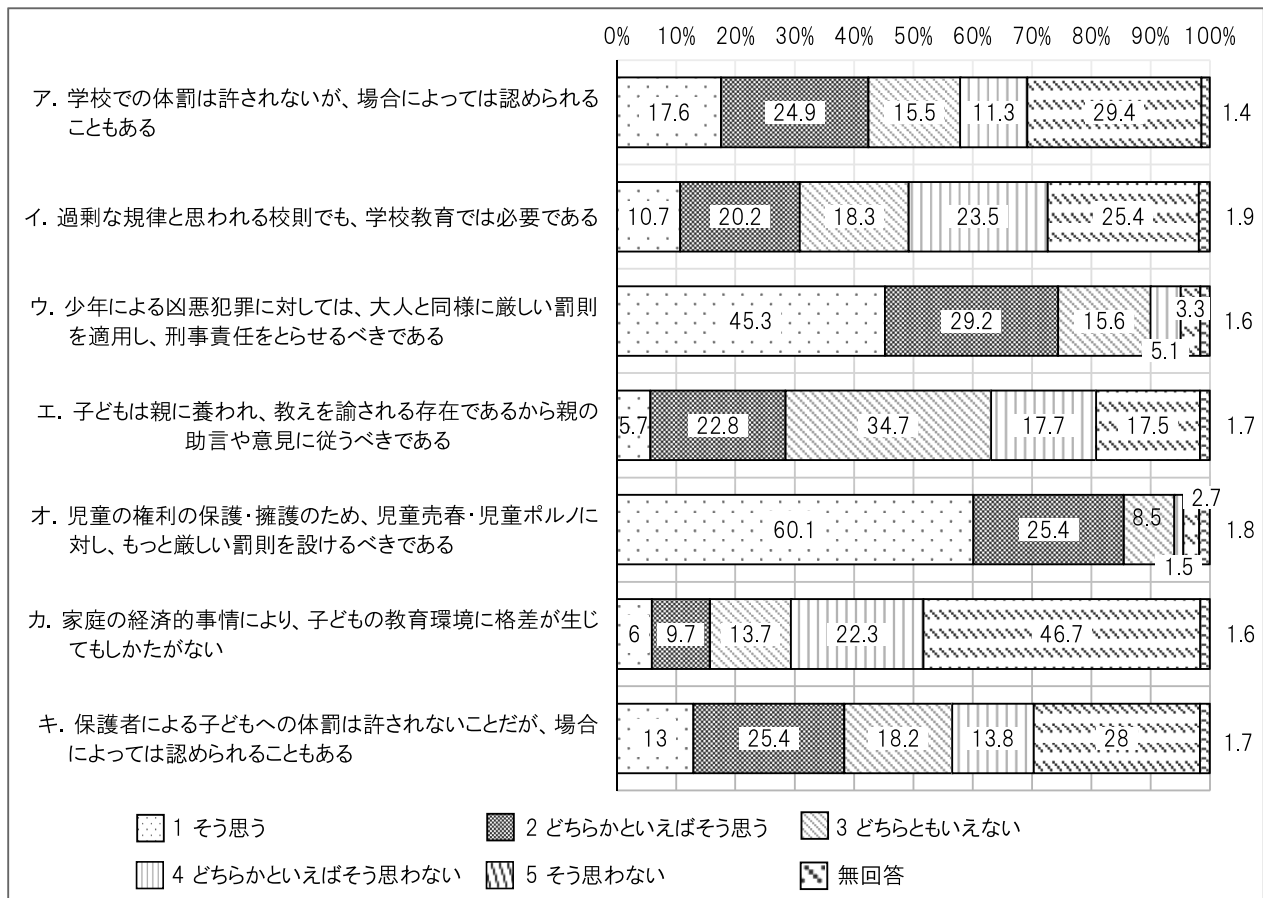
しかし、我が国においてもいじめ問題、不登校やひきこもり、児童虐待、SNSを利用した児童や未成年者へのわいせつ行為など、子どもたちを取り巻く環境は、懸念すべき状況にあります。特に近年は保護者等からの児童虐待により命を落とす事件が後を絶たず、他にもSNSを介したいじめが行われるなど、これまでにない形態で人権侵害が行われる傾向があります。また、家庭の環境によって、十分な食事や教育の機会が与えられないといった「子どもの貧困」も問題となっています。

国の施策としては、児童買春・児童ポルノ処罰法、児童虐待防止法、2012（平成24）年8月に認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」、2013（平成25）年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されるとともに、同年9月には「いじめ防止対策推進法」が制定されました。これらを受け、本市では、2015（平成27）年3月に「近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」（現在第2期）と「近江八幡市いじめ防止基本方針」（2018年3月改定）を策定しました。また、2020（令和2）年4月には改正児童虐待防止法が制定され、しつけを理由としたものも含め、体罰が全面的に禁止されました。しかし、本市の人権擁護に関する市民意識調査では「学校での体罰は許されないが、場合によっては認められることもある」という意見についてどう思うかの設問に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて42.5%、保護者についての同じ内容の設問について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて38.4%と高い状況になっており、子どもの人権の重要性に対する正しい認識や意識の向上が必要です。

また子どもの人権を守るために必要な取り組みの設問では、「関係機関の連携による虐待の未然防止、早期発見、早期対応」が最も多くなりました。市子ども家庭相談室への相談件数も増加の傾向にあり、依然として取り組むべき重要な課題となっています。

「子どもの貧困」については、県・市社会福祉協議会等の支援もあり「子ども食堂」の取り組みが市内でも広がりをみせています。

■子どもの人権に関する意見



① 子どもの権利に関する意識の向上

子どもの権利条約をはじめとした子どもの権利についての理念を浸透させるための啓発・広報を充実させ、子どもを支える大人が子どもの権利について理解を深めることなど、子どもの権利に関する意識の向上に努めます。

【主な取り組み】

- ◎子どもの権利に関する啓発・広報の充実
- ◎子どもの権利学習の充実
- ◎子どもの権利に関する市民活動の支援の推進
- ◎子どもの権利に関する職員の人権研修

② 子どもの権利保障の推進

子どもが一人の人間として、安心して自分らしく生き、社会に参加しながら成長していくことができるように支援します。また、子どもが育ち・学び・生活していく上で、大切な権利を保障するための環境整備と支援に努めます。

【主な取り組み】

- ◎家庭において子どもの権利を保障するための環境整備と支援
- ◎保育所、幼稚園、こども園、学校等における子どもの権利保障の推進
- ◎地域における子どもの権利保障の支援

③ 子どもの意見表明・社会参加の促進

子どもの意見表明・社会参加の権利を保障するため、市が実施する子どもに関わる様々な施策や事業に、意見表明・社会参加の視点を組み入れるための仕組みづくりや条件整備を行います。

【主な取り組み】

- ◎子どもの意見表明・参加を図るための機会の保障の推進
- ◎子どもの自主的・自発的な活動を支援するための条件整備の推進
- ◎意見表明・参加しにくい子どもへの個別の必要に応じた支援の充実

④ 子どもに対する権利侵害の防止、救済と回復

子どもを支える教職員・施設職員等の専門性及び意識の向上を図り、いじめ、虐待、体罰等の早期発見・予防、また、不登校の子どもへの理解と支援に努め、関係機関等との連携・協力体制を強化するなど、子どもに対する権利侵害の防止及び救済と回復を図ります。

【主な取り組み】

- ◎いじめ、虐待、体罰等への相談支援体制の充実
- ◎不登校の子どもへの理解と支援
- ◎保育・教育に携わる職員、福祉関係職員等への研修の充実
- ◎関係団体・関係機関との連携機能の強化

（３）高齢者の人権

わが国の高齢者人口は増加を続け、2020（令和2）年10月1日現在、65歳以上人口は3,619万人、高齢化率は28.8%となり、世界有数の超高齢社会となっています。今後、2040年に団塊の世代ジュニア（1971～1975年生まれ）が65歳以上となり、2042年に高齢者人口がピークに達すると見込まれます（令和3年度版高齢社会白書）。

国においては、1995（平成7）年に「高齢社会対策基本法」の制定、1996（平成8）年に「高齢社会対策大綱」、2000（平成12）年に、これまで家族が担ってきた高齢者の介護を社会全体で支える社会保険制度として「介護保険制度」が導入されるなど、各種の対策が講じられてきました。また、2000（平成12）年に「成年後見制度」の創設、2006（平成18）年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されるなど、高齢者の権利擁護の推進が図られています。また、2019（令和元）年6月には「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、認知症施策のさらなる推進が図られています。

本市においても、2020（令和2）年10月1日現在で65歳以上人口は22,695人（平成27年20,768人）、高齢化率は27.6%（平成27年25.3%）と確実に高齢化が進行しており、それに伴い認知症高齢者も年々増加しています。こうした状況を踏まえ、2021（令和3）年3月に「第8期近江八幡市総合介護計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」を策定し、各種の高齢者施策を推進していきます。

介護保険制度は、創設から21年が経過しましたが、高齢者の急激な増加や認知症高齢者の増加から、介護人材の不足や、家族、介護施設での虐待も問題となっています。また、独居高齢者や高齢者のみ世帯を狙った特殊詐欺や悪徳商法も増加しています。

人権擁護に関する市民意識調査では「高齢者の人権を守るためにどのようなことが必要か」の設問への回答として、「関係機関の連携による虐待の未然防止、早期発見、早期対応を徹底する」「地域での高齢者の見守り体制を充実させる」が多くなっています。

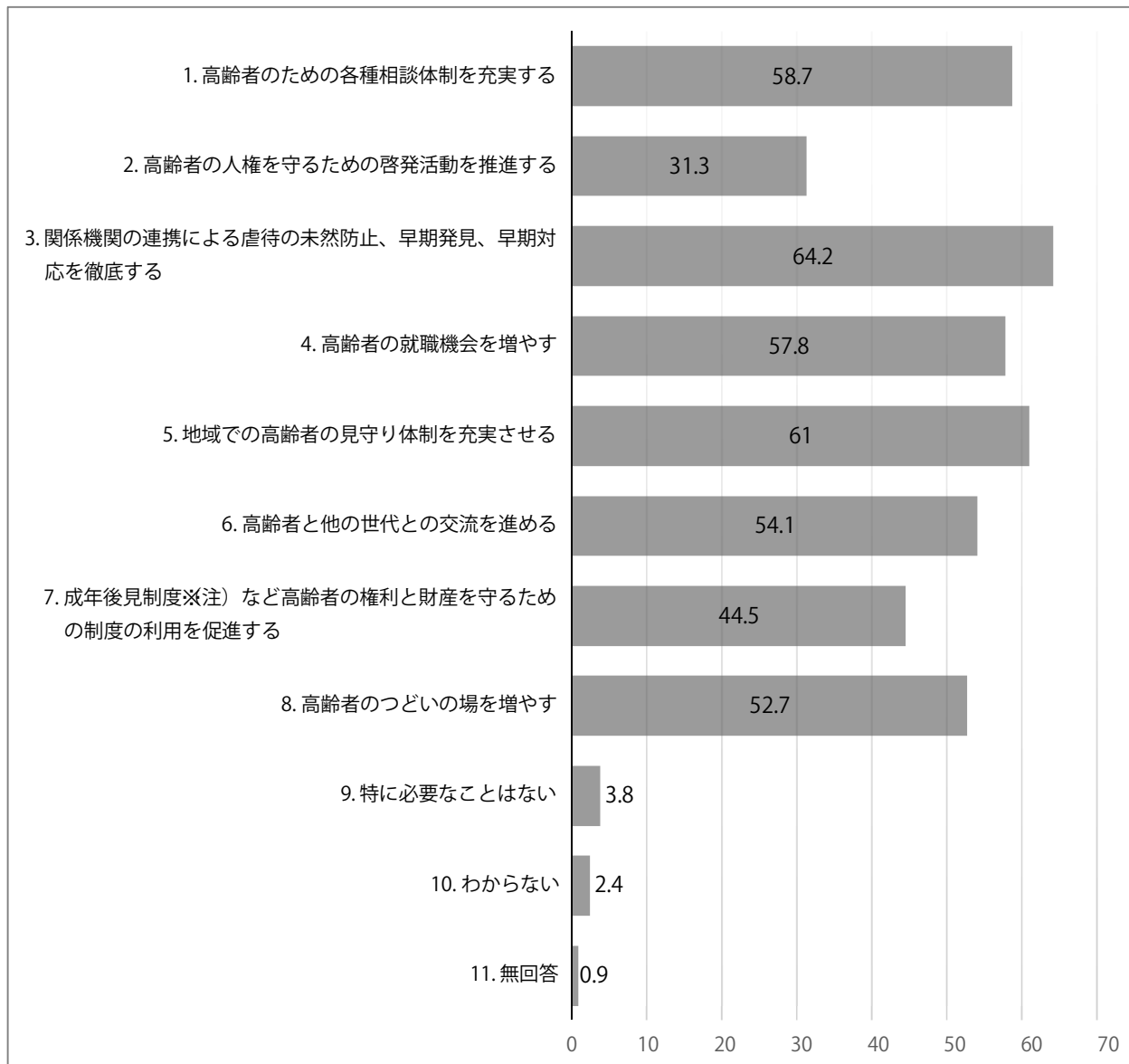
高齢者の尊厳を保ち、住み慣れた地域で、できる限り、いきいきと自立した日常生活を送れるよう、介護サービスの充実とともに、地域、介護事業者、医療、NPO等多様な主体で高齢者を見守り、支え合う「地域包括ケアシステム」の推進が必要です。

また、高齢者が家族や地域の中で孤立せず、尊厳を傷つけられることのないよう、高齢者の人権について教育・啓発活動を推進するとともに、高齢者がそれまで培ってきた技能や知識、経験を活かした就労や社会参加の機会を増やすことや、なじみの関係がつけられる多様な居場所づくりの充実が必要です。

また、高齢者の権利擁護については、認知症等で判断能力が十分でない人などの財産管理

等を成年後見人・保佐人が代理する「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」の活用、高齢者が抱えている虐待等の問題に対する相談支援体制の充実を図る必要があります。

■高齢者の人権を守るために必要と思うこと



① 地域住民の支え合いを基本とする地域社会の整備

地域の中で安心して暮らせるための、多様な主体による見守り、支え合いの体制を構築し、高齢者自身の自己決定権を尊重して自立や生きがいづくりを支援するとともに、就労機会の拡充や地域社会への参加と交流を推進します。

【主な取り組み】

- ◎相互理解を深めるための交流機会の拡充
- ◎地域活動を担うグループ・団体の支援
- ◎誰もが気軽に集える居場所の提供
- ◎学区や町内会、自治会における地域福祉活動の促進

② 利用者本位の福祉サービスの提供と権利擁護の推進

利用者自身の選択に応じた福祉サービスの提供を行うとともに、虐待防止や虐待発生時の適切な対応をはじめ、人権擁護のための取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- ◎一人暮らしの高齢者が安心して在宅生活できる環境の充実
- ◎権利擁護のための相談体制の充実
- ◎施設入所者の人権への配慮
- ◎施設の適正な運営と情報公開の推進
- ◎高齢者虐待防止ネットワーク会議の充実 と虐待を早期に発見するしくみづくり
- ◎認知症高齢者等への成年後見制度や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の活用

(4) 障がいのある人の人権

わが国では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」の実現を目指すため、2011（平成23）年8月に「障害者基本法」が改正され、2012（平成24）年には「障害者総合支援法」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、2013（平成25）年の「障害者差別解消法」の成立、2014（平成26）年の「障害者の権利に関する条約」への批准など、障がい者が基本的人権を持つ個人として尊重され、安心して地域で暮らせる社会にするための法整備が進められてきました。

また2019（平成31）年には「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が施行されています。

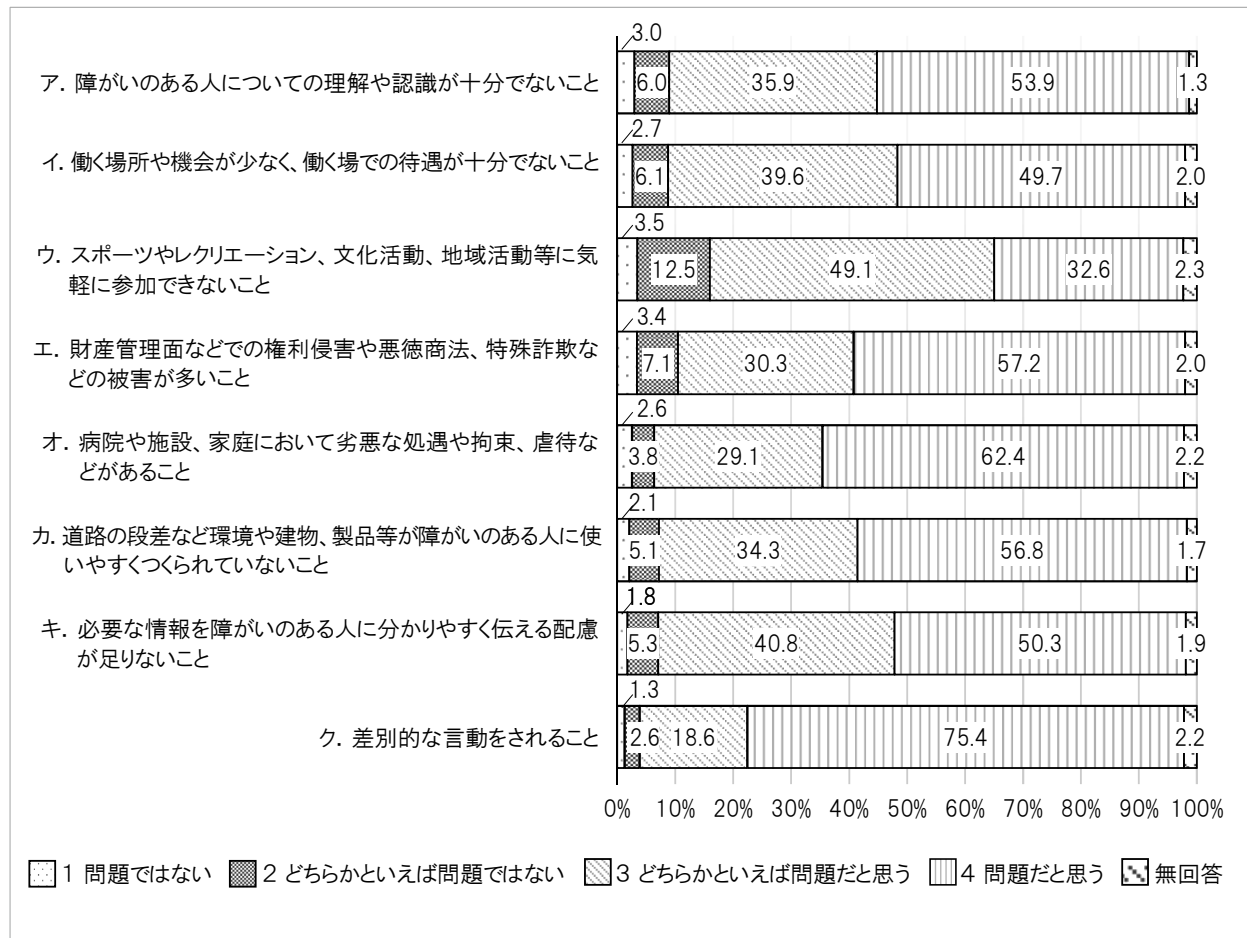
本市においても、誰もが住みなれた地域で共に生活することができるまちを築くことを目標に「近江八幡市障がい者計画【第5期】」及び「近江八幡市障がい福祉計画【第6期】」

「近江八幡市障がい児福祉計画【第2期】」に基づき様々な施策を推進するとともに、聴覚障がい者の自立及び社会参加の促進などを図るため「みんなの心で手をつなぐ手話言語条例」を制定しました。また2021（令和3）年4月には「近江八幡市障がい者のコミュニケーションを推進する条例」を施行し、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による情報取得と意思疎通を可能にする環境を整備し、障がいの有無にかかわらず、社会、経済、文化等あらゆる活動に参加する機会を保障することとしました。

本市においては、これらの法律や条例により様々な施策を行っておりますが、まだまだ障がいのある人々にとっては様々な社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が困難な状況にあります。市民意識調査で障がいのある人の人権についての設問では、「差別的な言動をされること」が問題だと思うと回答した人が75.4%と、他のこと以上に比べ多くなっていました。障がいのある人への偏見や差別意識が今も存在していると思われる、生じる背景には、障がいの発生原因や症状についての理解不足が関わっている場合が考えられます。

今後、障がいのある人に対する正しい知識と理解の促進のための啓発活動を推進するとともに、地域での支え合いや生活支援の充実、生活環境の整備、雇用・就労の促進等により、障がいの有無にかかわらず、社会参加と住み慣れた地域で自立した生活がおくれるまちの実現が求められています。

■障がいのある人の人権について



① 地域における自立・社会参加への支援

障がいのある人への差別や偏見をなくし、障がいのある人が自立して生活し、自己実現が可能となるように、地域におけるサービス基盤を整備し、就労や社会参加を促進するための環境の整備に努めます。

【主な取り組み】

- ◎障がいへの正しい理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育活動
- ◎障がいのある人の地域生活を支える相談支援の充実
- ◎障がいのある人の雇用・就労の促進
- ◎障がいのある人の社会参加活動の推進
- ◎コミュニケーション支援、情報バリアフリー化の推進
- ◎障がいのある人のスポーツ大会等への参画と相互交流の推進

② 利用者主体(自己選択、自己決定)の支援と権利擁護

障がい者虐待の防止及び早期発見の体制を整えます。また、障がいによって自らの意思が十分に伝えられなかったり、自立への自己決定が制限されたり、軽視されないように障がいのある人の自己選択、自己決定を基本として、障がいのある人に関わる施策への自身の参画と意見の反映を推進します。

【主な取り組み】

- ◎施設、事業所等での障がいのある人の権利の擁護
- ◎地域アドボケーター^{*12}の周知と差別解消に関する相談支援
- ◎障害者差別解消法による障がいのある人への合理的配慮
- ◎訪問系・日中活動系サービスの充実
- ◎障がい者虐待の防止及び早期発見・支援のための関係機関等の協力体制の整備
- ◎成年後見制度利用支援事業の促進
- ◎日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の充実

③ すべての市民にやさしいまちづくりの支援

一人ひとりの人権を尊重した社会環境づくりとして、ユニバーサルデザイン^{*13}の理念の実現をめざし、地域住民が互いに支え合い、安心して暮らしやすい社会を構築します。

*12 地域アドボケーター：自身で相談することが難しい障がいのある人に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障がい者の権利を擁護し、障がい者差別解消相談員につなぐ役割を担う。

*13 ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

【主な取り組み】

- ◎「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づく全ての人が安全かつ快適な生活環境づくりの推進
- ◎地域移行支援や地域定着支援等の充実
- ◎移動支援の充実

④ 障がいのある子どもたちへの教育の推進

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。また、障がいのある子どもを受け入れるための保育施設、学校施設等の環境整備に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず共に学べるインクルーシブ教育の考えに基づく地域、学校での支援体制を整備します。

【主な取り組み】

- ◎早期療育の推進と療養機能の充実
- ◎インクルーシブ教育^{*14}システムの推進のための研究と体制の整備
- ◎保育士・教員等への障がい理解のための研修機会の充実
- ◎サポートファイル^{*15}の利用促進による一貫した支援の推進

*14 インクルーシブ教育：障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶことにより共生社会を実現する教育のこと

*15 サポートファイル：保護者が子どもとの日々の関わりや病院、福祉施設、保育所、学校等で受けた支援内容などを記録・保管するファイル形式の記録ノート。これを関係機関へ提示することで、正確な情報の伝達が行われ、乳幼児期、学齢期、青年・成人期のライフステージを通して、一貫した支援が受けられるようにするためのもの。

（５）同和問題（部落差別）

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図るために、これまで各種の特別対策を展開してきました。この結果、環境整備等については着実に改善されてきたことから、2001（平成13）年度末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、特別対策を終了し、その後の施策については、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ、一般施策で対応することになりました。しかしながら、同和問題に関する差別意識は依然として解消されていないのが現状です。

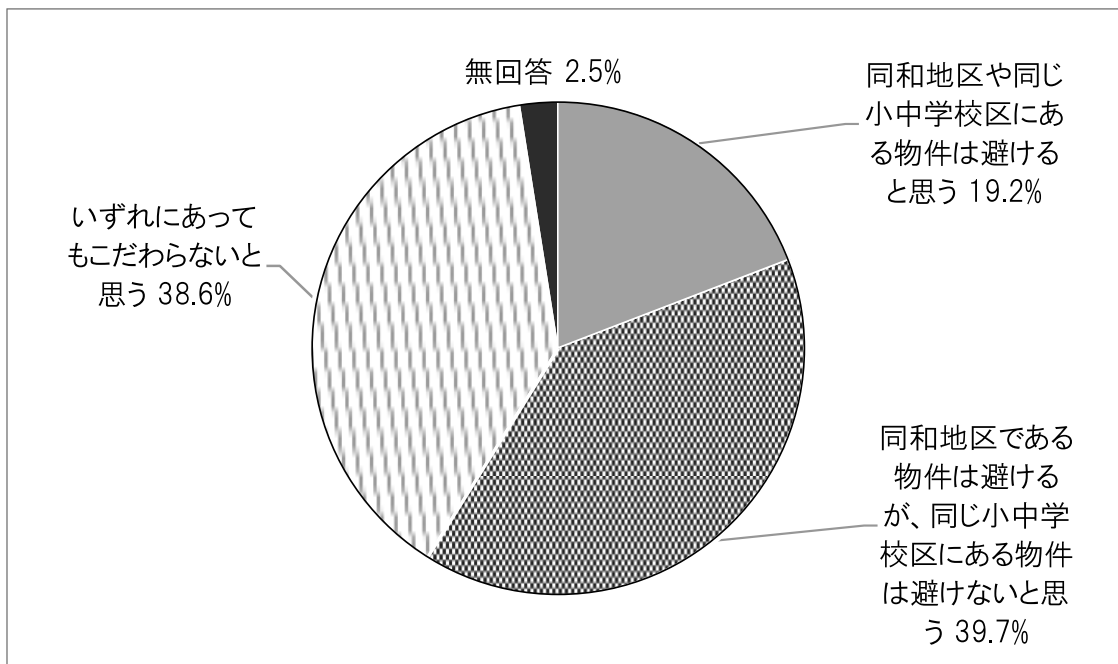
人権擁護に関する市民意識調査では、「もし住宅を選ぶときに、その物件が同和地区にある物件、同和地区がある小・中学校区にある物件ならばどうするか」の設問に対し、「同和地区や同じ小・中学校区にある物件は避けると思う」、「同和地区にある物件は避けるが、同じ小・中学校区にある物件は避けないと思う」が合わせて58.9%あり、未だに被差別部落（同和地区）に対して忌避意識を持っている市民が多いことがわかります。また「同和問題を解決するために必要なことは」の設問に対し「同和問題や差別のことを口に出さないでそっとしておく」が28.4%ありました。いわゆる「寝た子を起こすな」論の考えでは差別が解消されることはなく、部落差別を正しく知り伝えるという市民意識の浸透が求められます。

また、全国的にインターネットを利用して、同和問題に関する差別表現、偏見や差別を助長する情報が流される行為が増加傾向にあり（法務省：令和2年6月部落の実態に係る調査結果報告書）、モニタリングや発見した場合の適切な対応の強化が求められています。

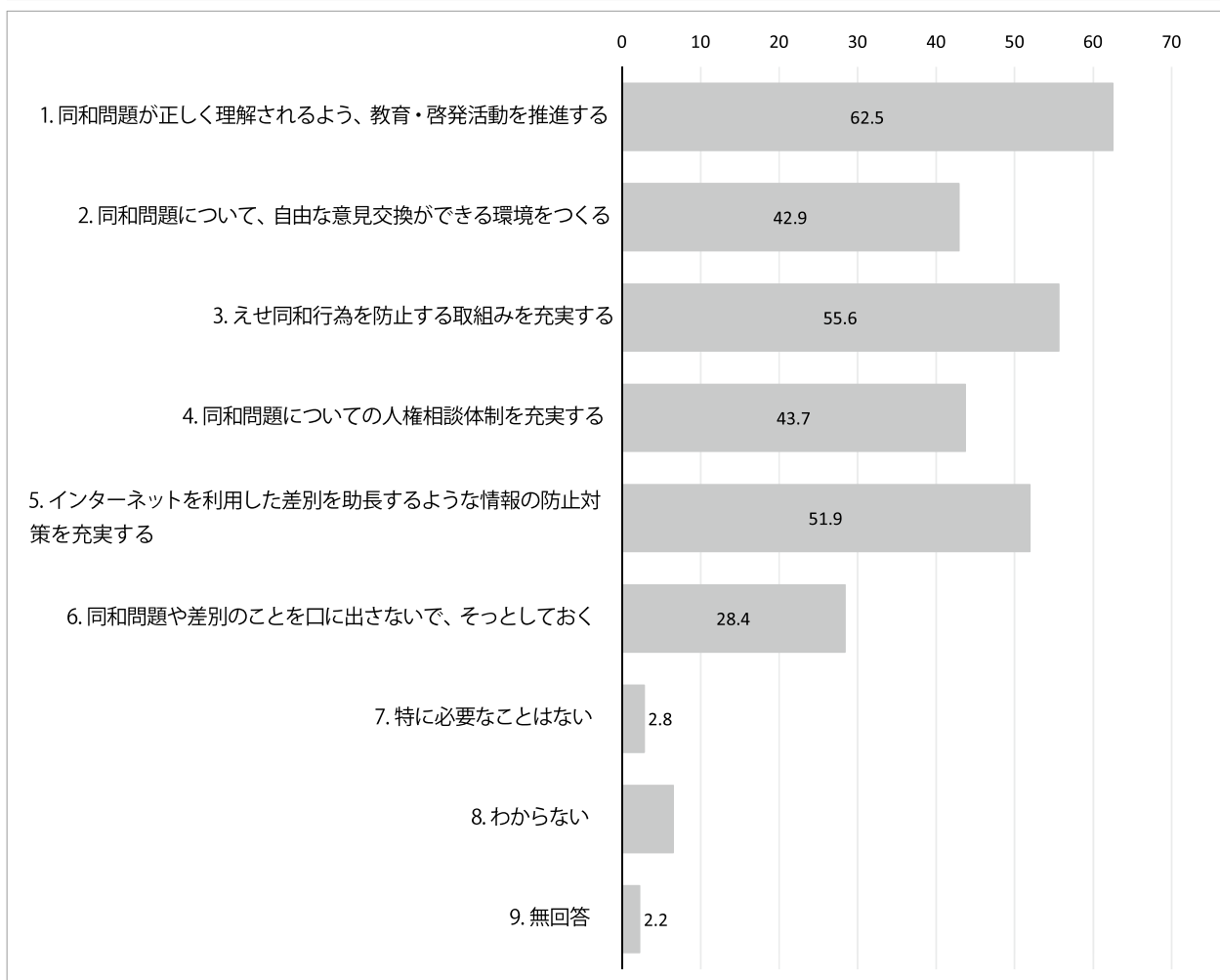
2016（平成28）年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。今後も同和問題の解決に向けて、調査の実施や相談体制の充実に努めるとともに、人権教育においては、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情を踏まえ、家庭教育、学校教育及び社会教育のそれぞれが互いの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図って人権尊重の理念について理解を促し、一人ひとりを大切にする教育を推進していく必要があります。

人権啓発においては、市民一人ひとりが同和問題について偏見や差別意識を解消し、正しい理解と認識を深めるための啓発活動を引き続いて推進していく必要があります。

設問：もし住宅を選ぶときに、その物件が同和地区にある物件、同和地区がある小・中学校区にある物件ならばどうするか



■ 同和問題を解決するために必要と思うこと



① 教育・啓発の充実

同和問題は、歴史的に形成された基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。「部落差別解消推進法」の趣旨を広く市民に周知するとともに、同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、早期解決をめざして、人権尊重の意識の普及・高揚を図るため、あらゆる機会と多様な媒体を用いるなど人権教育や啓発事業等を充実させます。

【主な取り組み】

- ◎市民、事業者への啓発の充実
- ◎学校や地域における人権教育の充実
- ◎職員の人権意識の向上に向けた取り組みの充実
- ◎公正採用に向けた周知の促進
- ◎えせ同和行為^{*16}の排除

② 研修の充実

同和問題について、正しい理解と認識を深め、差別や偏見がない地域社会を実現するため、総合的・計画的で効果的な研修の実施に努めます。

【主な取り組み】

- ◎職員や事業者等への差別意識の解消と人権意識高揚に向けた研修の充実
- ◎職員や市民一人ひとりが考える参加型研修の充実

③ 調査の実施・相談体制の整備

部落差別解消のための調査の実施や相談体制の強化を行うとともに、差別につながる身元調査への対策として、住民票・戸籍等の請求時の本人通知制度^{*17}の普及に努めます。

【主な取り組み】

- ◎差別事象等に関する相談・調査体制の充実
- ◎本人通知制度の周知に向けた広報の充実

*16 えせ同和行為：同和、部落を名乗る個人や団体が、企業団体に対し同和問題への取り組みを口実に不当な要求をする行為

*17 本人通知制度：市町村が、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者等に交付した場合、本人に交付したことを通知する制度のこと。身元調査等を目的とした不正請求の早期発見や、不正取得の未然防止の効果が期待される。

④ 関係団体、関係機関との連携の促進

同和問題の解消に向けて取り組んでいる関係団体、関係機関との情報の交換・共有化を図るとともに、各種講演会、研修会等を実施します。

同和問題に係る人権問題（インターネット上の差別書き込みや差別文書など）の解消を図るため、関係団体、関係機関との連携・協働に努めます。

【主な取り組み】

- ◎同和問題解消のための情報の提供・交換の推進
- ◎講演会、研修などあらゆる機会の際の提供や参加の促進

（6）外国人の人権

本市では2021（令和3）年12月現在1,590人の外国人の方が居住しており、人口の1.9％を占めています。国籍別にみると、ベトナムが29.8％、ブラジルが23.2％、以下、中国、韓国・朝鮮、フィリピンと続きます。このように、本市にはさまざまな国や地域から就業等を目的とした外国人住民やその家族、留学生が居住し、市民の暮らしの中には多様な国や民族の生活習慣・文化・言葉などが存在しています。本市では「近江八幡市多文化共生推進指針」に基づき、国籍や民族などの異なる人々が言葉や文化、生活習慣の違いを認め尊重し合いながら同じ地域の一員として心豊かに安心して暮らせる「多文化共生社会」のまちづくりを進めています。

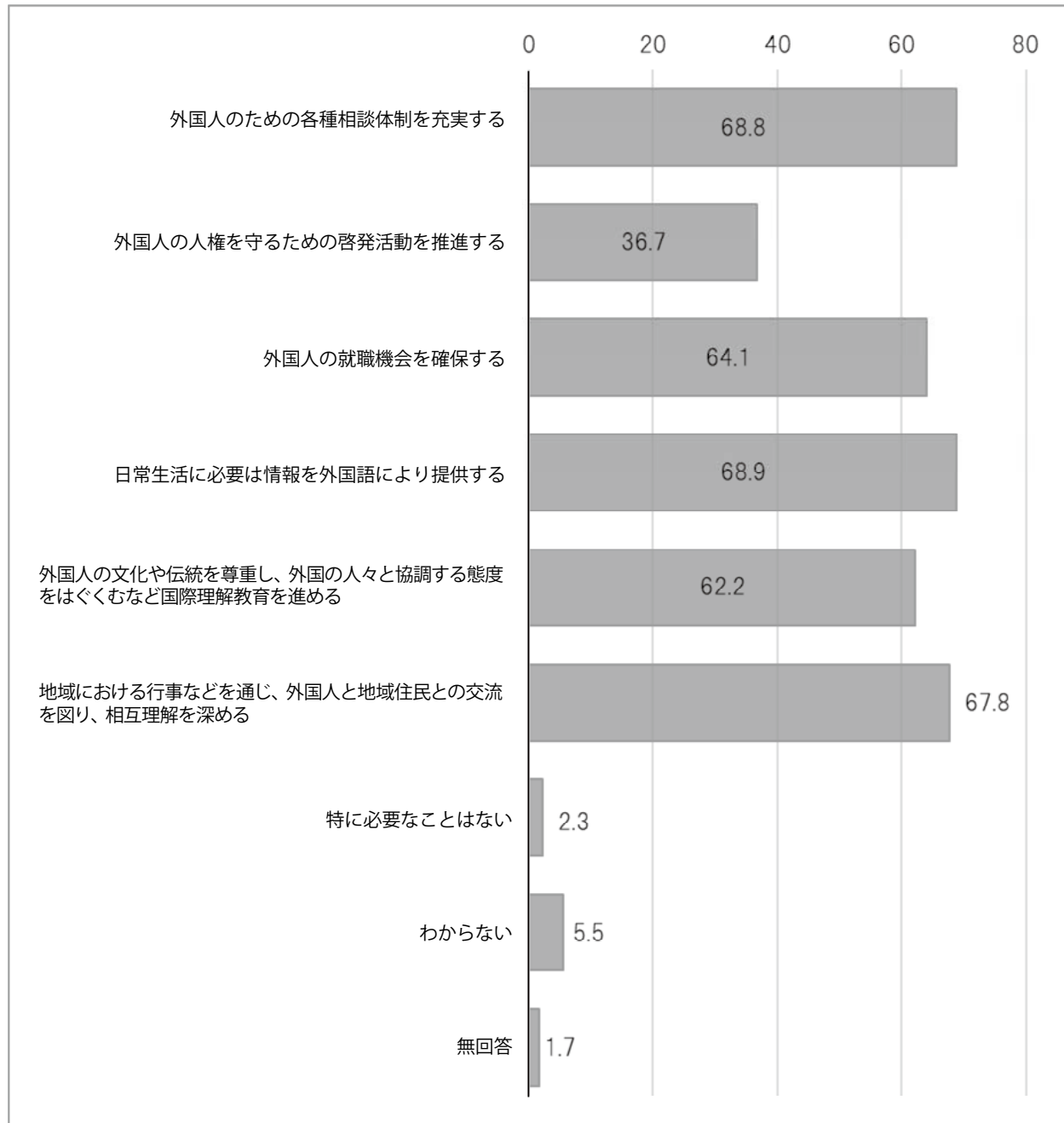
こうした中で、外国人住民に対する理解も深まってきていると考えられますが、近年の国内の状況をみると、技能実習制度を悪用し、同制度を利用して来日した外国人実習生や留学生を実質的に低賃金労働者として扱ったり、賃金不払い等の労働関係法規違反などの行為により途中帰国したり、失踪する外国人が発生するなど、外国人住民の就労に際しての人権問題が起こっています。また、外国人であることを理由に入居・入店を拒否する等様々な問題が発生しています。また、特定の外国人を排斥しようとするいわゆる「ヘイトスピーチ」も問題となっており、国は2016（平成28）年、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）を制定したところです。

人権擁護に関する市民意識調査では、「日本に住んでいる外国人の人権を守るために必要なことは」の設問に対し、「日常生活に必要な情報を外国語により提供する」「外国人のための各種相談体制を充実する」「地域における行事などを通じ、外国人と地域住民との交流を図り、相互理解を深める」が他に比べ高い割合となっています。

本市においても、外国人に対し適切な支援を行うとともに、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深め、本市に居住している外国人住民が市民として様々な権利を保障され、安心して暮らすための教育・啓発を行う必要があります。

■外国人の人権を守るために必要と思うこと

単位：％



① 行政サービスの充実

外国人住民が健康で安心して安全に生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるように施策の充実や環境整備に努めます。

【主な取り組み】

- ◎情報提供、相談体制の充実
- ◎言語や生活習慣等の違いに配慮した行政サービス情報の提供方法の改善

② 多文化共生教育の推進

すべての外国人住民の子どもの学習権を保障し、その保護者の学習参加を進め、社会における少数の立場の人（マイノリティ）の文化を尊重するとともに、自立と相互理解が図られる教育を推進します。

【主な取り組み】

- ◎就学の権利の保障と学習環境の整備
- ◎日本人と外国人が互いに認め合い尊重し合える多文化共生教育の推進
- ◎母語に配慮しながら、生活に必要な言語・文字や、学習に必要な言語・文字の習得の支援
- ◎教育研究所の外国語指導事業による人材や地域資源の活用

③ 社会参加の促進

外国人住民が主体的に社会参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として自己の能力を十分に発揮しながら、様々な活動に参加できるように施策を推進します。

【主な取り組み】

- ◎外国人住民の意見聴取の仕組みづくりの推進
- ◎市の審議会等の委員への参加の促進
- ◎外国人住民グループや支援グループ等が活動しやすい環境の整備

④ 多文化共生意識の形成

すべての市民が国籍・民族・文化の違いを認め合い、共に生きる社会をつくるため、意識啓発を進めるとともに、開かれた地域社会づくりを推進します。

【主な取り組み】

- ◎異文化交流を促進し、市民に対する多文化共生の考え方についての広報・啓発の充実
- ◎市職員・教職員への人権意識や多文化共生意識の啓発に向けた研修の充実
- ◎事業者に対する適正な雇用の促進に向けての広報・啓発の充実

(7) 性的指向・性自認（性同一性）に関する人権

人間の性別は、身体上の違いで男性、女性と単純に分けられるものではなく、またすべての男性と女性が異性間で恋愛感情をもつものでもありません。いわゆる「L G B T Q^{*18}」といわれる同性あるいは両方の性別に恋愛感情をもつ人や身体上の性と自認する心の性が一致しない人、さらには自認する性別が決まらない人、両方の性を自認する人等、人間の性のあり方は様々で、こうした性的マイノリティ（少数者）の方々の数は、民間団体による調査では国内人口の8～10%前後と推定されています。また近年では「S O G I^{*19}」という言葉も知られています。

2004（平成16）年7月に「性同一性障害者の性別の取り扱いに関する法律」が制定され、一定の条件のもと、戸籍上の性別の変更が可能になり、2008（平成20）年6月には同法の改正により、性別変更できる特定の条件が緩和されました。また、パートナーシップ宣誓制度^{*20}を設ける自治体も増えつつあるなど、性の多様性に対する社会的認識は、少しずつ広がっています。しかし、性的指向や性自認に対する人々の認識や正しい理解はまだ十分とはいえず、学校、職場、日常生活の様々な場面で差別的な扱いや不利益を受けること、本人の了承なく自身の性的指向や性自認をほかの人に暴露されるアウティングと呼ばれる人権侵害事象も問題となっています。

人権擁護に関する市民意識調査では、「性的マイノリティの人権を守るために必要なことは」の設問に対し、「性的マイノリティへの理解や認識を深める取り組みを推進する」、「性的マイノリティが不利益を被らないような様々な制度を見直す」、「性的マイノリティに配慮した法整備をする」が他に比べ高い割合となっています。

市民が性の多様性への認識を深め、正しく理解するための教育や啓発を推進することが必要です。また、性的マイノリティの人たちの生きづらさを抱えた状況等の解消に向けた相談体制や支援体制の充実が必要です。

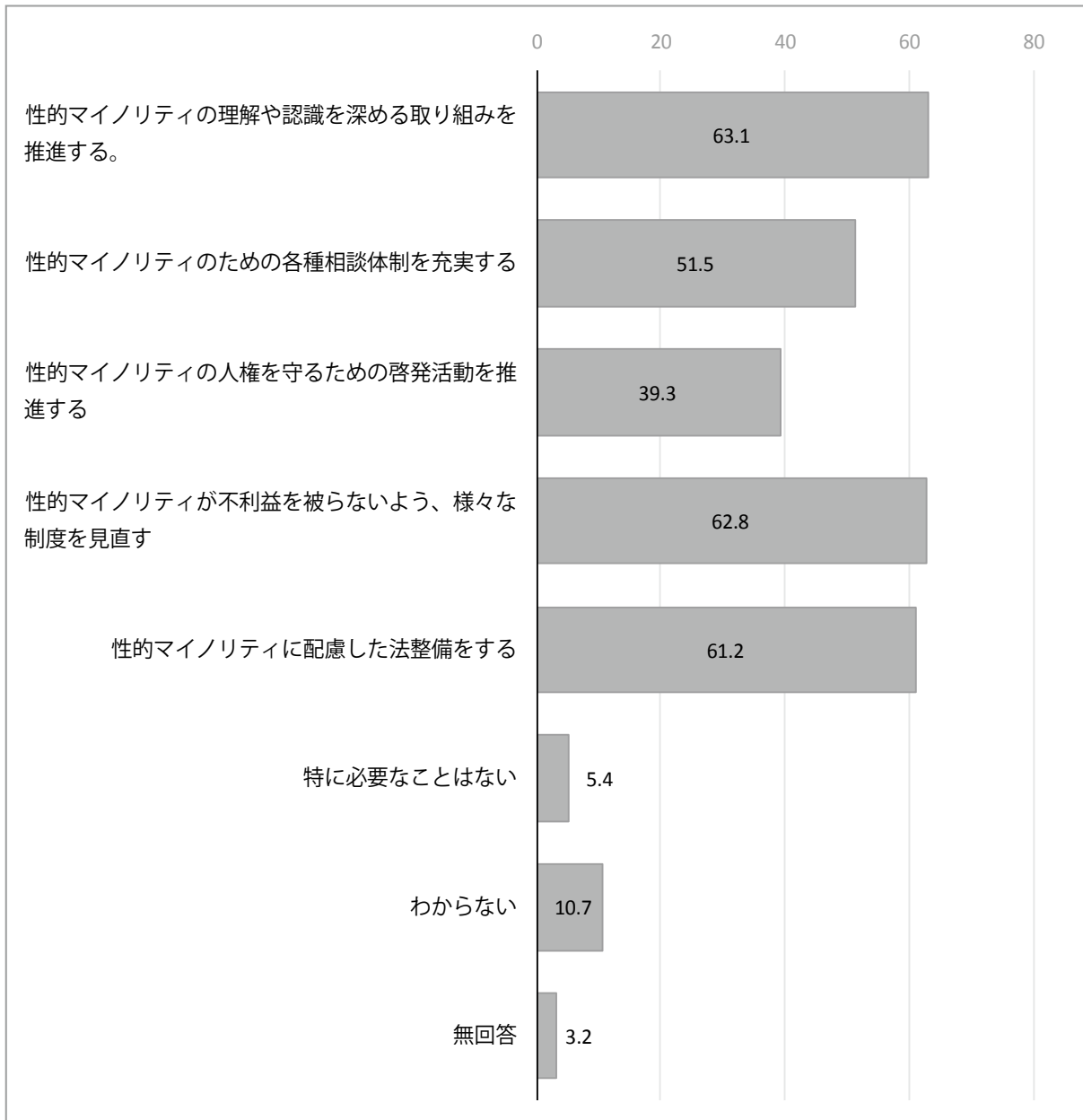
*18 L G B T Q：L＝レズビアン（女性同性愛者）、G＝ゲイ（男性同性愛者）、B＝バイセクシャル（両性愛者）、T＝トランスジェンダー（身体上の性と自認する性との不一致）、Q＝クエッションズ（自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人）の頭文字をとった性的少数者を限定的にさす言葉

*19 S O G I：Sexual Orientation and Gender Identity（性的指向及び性自認）。L G B T Qが「誰」がL G B T Qかを指すのかに対し、S O G Iは「どんな性別を好きになるのか」「自分をどんな性だと認識しているのか」という「状態」を指すので、全ての人が含まれる。

*20 パートナーシップ宣誓制度：一方または双方が性的マイノリティーである二人が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合うことを宣誓する制度。

■性的マイノリティの人権を守るために必要と思うこと

単位：％



① 教育・啓発活動の充実

性的マイノリティのおかれている現状を認識し、性の多様性に対する理解を深め、お互いの性のあり方を尊重し認められるよう、小中学校での多様な性についての教育を推進するとともに、性的マイノリティに対する差別や偏見をなくすため、市民に対し、性の多様性について正しく理解を深めるため、講演会や啓発資料の配布など、様々な場面や方法での啓発活動を推進します。

【主な取り組み】

- ◎教員、市職員に対する性の多様性への理解を深めるための研修機会の充実
- ◎児童、生徒への教育・学習機会の充実
- ◎性別に違和感をもつ児童・生徒への配慮
- ◎人権尊重のまちづくり市民講座等、講演会での啓発
- ◎人権尊重のまちづくり懇談会等、市民が集う場での啓発資料の提供

② 相談体制の充実

市・県内にある相談窓口に関する情報を広く周知するなど、性的マイノリティが相談しやすい環境をつくれます。

【主な取り組み】

- ◎様々な媒体を活用した相談窓口の周知
- ◎関係機関・支援団体等との連携強化

（８）インターネットにおける人権

近年、パソコン、スマートフォン、タブレット等の普及により、ツイッター、ブログ、ライン、フェイスブック、ユーチューブなどインターネットを利用した様々なソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）^{*21}を、あらゆる年齢層の多くの人々が利用しています。

いずれも匿名性をもって情報発信が技術的・心理的に容易にできることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現の流布、ネット上でのいじめ、犯罪者やその家族の実名など個人情報の暴露、児童ポルノ・リベンジポルノなどの人権に関わる問題が発生しています。

国においては、2002（平成14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ^{*22}責任制限法）」、2005（平成17）年に「個人情報の保護に関する法律」、2009（平成21）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を施行しました。また、円滑な被害者救済を図るため、2021（令和3）年4月には「改正プロバイダ責任制限法」が公布され、発信者情報開示の裁判手続きが簡略化されました。本市においては、「近江八幡市個人情報保護条例」により、市が保有する個人情報の適正な取り扱いを強化しています。

人権擁護に関する市民意識調査でのインターネット上での人権問題についての設問では、6つの項目のうち5項目で「問題である」「どちらかといえば問題である」が合わせて90%以上となっています。

一度インターネット上に拡散した情報を完全に削除することは、ほぼ不可能です。各個人も自己の個人情報を適切に管理し、他人に関わる個人情報を取り扱うときは、その権利利益を侵害しないようにする必要があります。また、SNS上の情報発信は、だれもが容易にできることから、安易に誤った情報や人権侵害につながる表現を発信し、それを見た人が無意識にその情報等を拡散してしまうなど、人権侵害の認識がないままに人権問題を起こす事例も発生しています。情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル^{*23}・情報リテラシー^{*24}について正しい理解が得られるための教育・啓発を推進する必要があります。

^{*21} ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）：個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。Facebook、LINE、Twitter などが知られている。

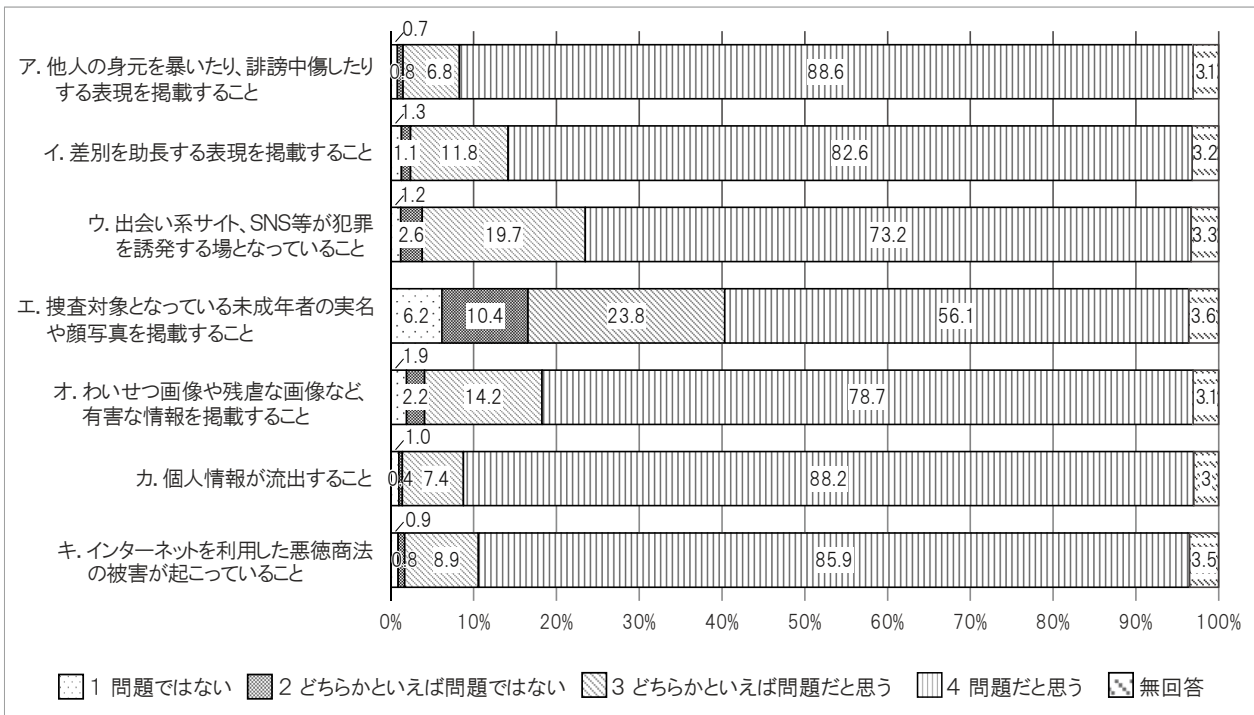
^{*22} プロバイダ：インターネットに接続するサービスを提供、代行する業者

^{*23} 情報モラル：情報発信倫理。

^{*24} 情報リテラシー：情報を使いこなす能力のこと。

さらに、ネット上での人権侵害が発生した場合の相談窓口の周知や、情報発信者の特定、プロバイダへの削除依頼等の対応体制の充実が必要です。

■インターネット上での人権について



① 情報の受発信における教育・啓発の推進

情報の受発信に関する正しい理解に向け、市民の情報モラルや情報リテラシーを向上するための教育・啓発を推進するとともに、情報化の進展に伴って不正や差別が起こらない地域ネットワークを形成します。

また、子どもがネット上でのいじめ等の人権侵害や、SNSを利用した犯罪等に巻き込まれないよう、児童・生徒等へのインターネットを安全かつ適切に利用するための教育を推進します。

【主な取り組み】

- ◎情報モラル・情報リテラシーの必要性や情報に対する責任等について理解を深めるための教育・啓発活動の推進
- ◎不正な情報入手や差別情報防止のためのネットワークの形成
- ◎小・中学校での教育・啓発活動の推進

② インターネットにおける人権侵害への対応

インターネット上での人権侵害等の被害にあった場合の相談体制や、差別を助長する表現等が発見された場合の情報の削除依頼をはじめとする対応について、関係機関と連携した支援体制の充実を図ります。

【主な取り組み】

- ◎相談窓口に関する情報の周知
- ◎人権侵害事象に迅速、適切に対応するための関係機関との連携の強化

(9) 患者（感染者）の人権

誰もが、良質で適切かつ安全な医療を、平等・公正に受けることは患者の権利であり、患者の権利保障の視点に立った医療のあり方を検討する必要があります。また、病気であることを理由にした人権侵害もあってはならないことです。患者に対する差別は、感染症の患者に対して顕著に現れます。新型コロナウイルス感染症の拡大では、未知のウイルスへの恐怖から患者やその家族、さらには治療や看護にあたる医療従事者等への誹謗中傷や差別的な扱いが大きな問題となりました。

主な感染症患者に関する人権問題では、HIV感染者、ハンセン病回復者、新型コロナウイルス感染者等に対する差別が問題となっています。

HIVは、性的接触に留意すれば、日常生活で感染することはほとんどありません。また治療法の進歩により、万一感染しても早期発見、早期治療により発症を抑えることができ、他にうつすリスクも低減できますが、治療法がなく死に至る病であるという発生当初の印象から、患者を遠ざけようとする差別的な行為が今も残っています。ハンセン病もまた、感染力が弱く、感染しても発症することはまれで、特効薬があり、後遺症も残らず治療が可能ですが、昔から忌み嫌われていた病気であることや、患者を隔離する政策を続けたこともあり、怖い病気であるというイメージが助長され、1996（平成8）年に患者の隔離等を定めた「らい予防法」は廃止されたものの、未だにこの病気の回復者やその家族に対する差別や偏見が存在します。国はこうした現状に対し差別や偏見を解消するべく、2009（平成21）年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を施行しました。

感染症をはじめ患者に対する差別や偏見を払拭するために、その病気に対する正しい知識の普及啓発が必要です。

① 患者の権利保障の視点に立った医療環境づくりの推進

患者の人権を尊重し、患者本位の医療を進めるという医療制度改革の目的を踏まえた医療環境づくりを推進します。

【主な取り組み】

- ◎インフォームド・コンセント^{*25}、患者の自己決定権の保障等の患者への人権の配慮
- ◎医療情報の適切な管理と患者本人への情報の開示及び相談体制の整備

② 感染症の患者等への差別・偏見の解消

感染症の患者等に対する正しい知識の普及のために教育啓発活動を行い、差別・偏見の解消に努めます。

【主な取り組み】

- ◎インターネットによる広報
- ◎小・中学校での教育・啓発活動の推進

③ 感染症の患者等への人権擁護の推進

感染症による患者の隔離などの措置を行う場合は、患者のプライバシー保護と人権擁護の視点を十分考慮して実施します。

【主な取り組み】

- ◎入院延長勧告などの措置に関わる人権擁護
- ◎プライバシーの保護

^{*25} インフォームド・コンセント：医療行為（投薬・手術・検査など）や治験などの対象者（患者や被験者）が、治療や臨床試験・治験の内容についてよく説明を受け十分理解した上で（informed）、対象者が自らの自由意思に基づいて医療従事者と方針において合意する（consent）こと。

(10) 様々な人権課題

これまで取り上げた人権問題以外についても、様々な視点から課題の解決に向けて取り組む必要があります。

そのひとつとして、アイヌの人々は北海道などに先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉である文化や伝統は、歴史過程での同化政策により十分に保存、伝承が図られているとはいえません。また、生活環境や経済状況等も北海道ウタリ^{*26}福祉対策等により着実に向上してきてはいるものの、依然として格差が認められるほか、結婚や就職等において偏見や差別が存在します。

近年では、ホームレスに対する人権侵害の問題、北朝鮮当局による拉致問題、性的搾取や強制労働、臓器売買などを目的とした人身取引（トラフィッキング）の問題など、様々な人権に関する問題が存在しています。今後、社会の急速な変化の中で、さらに新たな人権問題が発生してくる可能性があります。

また、刑を終えて出所した人に対する根強い偏見や差別意識が社会復帰をめざす人にとって極めて厳しい状況を生み出し、社会の一員として円滑に生活を営むことを困難にしています。犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりをみせており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。

このように、様々な人権に関わる問題に対して、すべての人の人権を尊重し保障する視点に立って、あらゆる偏見と差別意識を解消し、人権尊重思想の普及及び高揚を図るための教育・啓発を推進する必要があります。

① 固有の歴史・文化を持つ人々の人権

アイヌの人々に対しては、1997（平成9）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、2019（令和元）年5月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。アイヌの人々などへの偏見と差別をなくし、様々な固有の歴史・文化・伝統等を持つ人の権利を保障し、尊重と理解を深めるための取り組みを行います。

*26 ウタリ：アイヌ語で「同胞」を意味する。

② 犯罪被害者の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものや後遺症により身体的、精神的にダメージを受けているところに、第三者による興味本位のうわさや中傷、マスコミの取材攻勢等により平穏な生活が脅かされるなどの問題が発生しています。その対策として2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、この法に基づき2021（令和3）年3月「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。本市では、犯罪被害者やその家族への人権課題についての理解を深めるための啓発活動に努めるとともに、県、関係機関や関係団体と連携を図りながら、犯罪被害者の立場に立った施策を検討し、支援に取り組みます。

③ 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人に対しては、真摯な更生の意欲がある場合でも、周囲の偏見や差別意識などにより、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会生活の様々な場面において、社会参加や社会復帰することが、極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人の更生について市民の理解、協力を促進し、本人及びその家族への偏見や差別をなくすための啓発活動に努めます。

④ 災害被災者の人権

台風や地震などにより災害にあった人たちが、いやがらせやいじめにあうことなく、安心して生活できるよう対応を図ります。また「近江八幡市地域防災計画」に基づき、避難に際して、高齢者、障がい者、外国人住民等に対し、福祉施設、自主防災組織、地域住民、企業等との協力・連携により支援していく体制の整備を進めるとともに、男女共同参画や人権尊重の視点に立った避難所の運営に努めます。

⑤ 人身取引被害者の人権

2000（平成12）年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」が国連総会で採択されました。国は、関連法の整備を進めている中で、2014（平成26）年には「人身取引対策行動計画2014」を策定し、人身取引被害者を保護の対象として明確に位置付け、被害者の保護・援助には関係団体や警察、地方自治体など関係機関との連携が不可欠であるとしています。本市では、国の法整備等の動向を踏まえながら、関係団体・関係機関との情報交換や啓発等に努めます。

⑥ 拉致被害者の人権

2003（平成15）年に「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が施行され、拉致の問題について国と自治体との連携が図られることとなりました。

また、2006（平成18）年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、地方公共団体が国と連携し人権侵害に関する啓発を図るよう努めることになりました。

今後も、国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための支援を中心に進めていきます。

■分野別施策の展開

(1) 女性の人権

- ①男女共同参画推進ための人権意識の教育・啓発
- ②男女共同参画社会の実現に向けてのあらゆる場面での女性参画の拡大と連携の促進
- ③暴力とハラスメント根絶のための取り組み
- ④ワークライフバランス実現に向けた男女共同参画の推進

(2) 子どもの人権

- ①子どもの権利に関する意識の向上
- ②子どもの権利保障の推進
- ③子どもの意見表明・社会参加の促進
- ④子どもに対する権利侵害の防止、救済と回復

(3) 高齢者の人権

- ①地域住民の支え合いを基本とする地域社会の整備
- ②利用者本位の福祉サービスの提供と権利擁護の推進

(4) 障がいのある人の人権

- ①地域における自立・社会参加への支援
- ②利用者主体（自己選択、自己決定）の支援と権利擁護
- ③すべての市民にやさしいまちづくりの支援
- ④障がいがある子どもたちへの教育の推進

(5) 同和問題（部落差別）

- ①教育・啓発の充実
- ②研修の充実
- ③調査の実施・相談体制の整備
- ④関係団体、関係機関との連携の促進

(6) 外国人の人権

- ①行政サービスの充実
- ②多文化共生教育の推進
- ③社会参加の促進
- ④多文化共生意識の形成

(7) 性的指向・性自認（性同一性）に関する人権

- ①教育・啓発活動の充実
- ②相談体制の充実

(8) インターネットにおける人権

- ①情報の受発信における教育・啓発の推進
- ②インターネットにおける人権侵害への対応

(9) 患者（感染者）の人権

- ①患者の権利保障の視点に立った医療環境づくりの推進
- ②感染症の患者等への差別・偏見の解消
- ③感染症の患者等への人権擁護の推進

(10) 様々な人権課題

- ①固有の歴史・文化を持つ人々の人権
- ②犯罪被害者の人権
- ③刑を終えて出所した人の人権
- ④災害被災者の人権
- ⑤人身取引被害者の人権
- ⑥拉致被害者の人権